

参加者の有無を確認する公募手続に係る説明書

1 目的

特定の者と随意契約しようとする本業務について、特定の者以外で下記の応募要件を満たし、本業務の受託を希望する者の有無を確認するため、参加意思確認書の提出を公募により求めるものです。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる者が1者の場合には、相手方を特定した随意契約の手続に移行する予定です。

応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合には、当該応募者に対して、企画競争を実施する予定です。

2 業務の概要

- (1) 委託名 岡山市家計改善支援事業委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書（案）のとおり
- (3) 業務目的 家計に課題を抱える生活困窮者及び生活保護受給者からの相談に応じ、家計管理方法の提案や支援を行うとともに、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言を行うことにより相談者の生活を早期に再生させ、自立を促進することを目的とする。
- (4) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 応募要件

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (3) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載され、「役務」部門に登録のあること。
- (4) 参加意思確認書の提出日において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (5) 公示日において、令和3年4月1日以降に国若しくは地方公共団体が発注する福祉的支援を必要とする生活困窮者等に対する相談支援業務を元請として受託し、完了した実績を有すること。
- (6) 参加意思確認書の提出と併せて、少なくとも1名は生活困窮者に対する相談支援等の経験を有する者を含んで、配置する支援員2名を報告できること。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
説明書等の交付	公示日から令和8年1月20日（火）まで
説明書等に関する質問受付	令和8年1月13日（火）午後5時まで（必着）
説明書等に関する質問回答	令和8年1月15日（木）午後5時までに岡山市ホームページ上に掲載
参加意思確認書の提出	令和8年1月16日（金）～ 令和8年1月20日（火）まで（持参のみ） 各日午前9時から正午、午後1時～午後5時 （土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に 規定する休日を除く。）
企画提案書の提出予定期限 ※1	令和8年3月上旬（予定）

※1 応募要件を満たす者が複数いる場合のみ。

企画競争を実施する場合には、別途、お知らせします。

5 説明書等に関する質問の受付及び回答

(1) 受付方法

電子メールで、メール件名を「【参加公募質問】岡山市家計改善支援事業委託」として、下記電子メールあてに送信すること。

電子メール：seihojiritsu@city.okayama.jp

※送信後は必ず電話により受信の確認を行うこと。

(2) 回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ掲載します。

6 参加意思確認書の提出

(1) 提出書類

- ①参加意思確認書（様式1）
- ②業務実績報告書（様式2）
- ③配置予定支援員報告書（様式3）

(2) 提出方法

持参のみ

(3) 提出場所

岡山市保健福祉局 障害・生活福祉部 生活保護・自立支援課

7 その他留意事項

- (1) 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書を無効とします。
- (2) 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書は、返却しません。
- (4) 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用はしません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 参加意思確認書に記載した配置予定支援員は、変更することはできません。
- (7) 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等を行うことがあります。
- (8) 応募要件を満たさないとの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日（岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）第1条に規定する市の休日を除く。）以内に、書面により、当課に対し応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができるものとします。
- (9) 応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して10日以内に、書面等により回答するものとします。
- (10) 仕様書（案）は、現段階での案であり、予算その他本市の事情により一部変更を行う場合があります。
- (11) 本手続は、予算その他本市の事情により中止する場合があります。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市保健福祉局 障害・生活福祉部 生活保護・自立支援課

（岡山市保健福祉会館9階）担当：永井・保本・山本

〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号

電話：086(803)1349

FAX：086(803)1721

電子メール：seihojiritsu@city.okayama.jp